

## 議 事 概 要

会議の名称 令和4年度第3回長久手市国民健康保険運営協議会

開催日時 令和5年1月23日(月) 午後1時30分から午後2時45分まで

開催場所 エコハウス 多目的室

出席者氏名

被保険者代表委員	松原 純二
被保険者代表委員	村田 昌克
被保険者代表委員	加藤 恵
国民健康保険医代表委員	水野 智文
国民健康保険薬剤師代表委員	大木 剛
公益代表委員	土方 義信
公益代表委員	山田 豊美
公益代表委員	篠壁 多恵
事務局 福祉部長	川本 満男
福祉部次長	中野 智夫
保険医療課長	林 元美
国保年金係長	浜田 のぞみ

傍聴者人数 2名

会議の公開・非公開  公開

議題

- 1 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について
- 2 長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について
- 3 国民健康保険保健事業について

問い合わせ先 長久手市福祉部保険医療課国保年金係

電話 0561-56-0618

## 議 事 録

1 あいさつ 会長 土方 義信

2 議事録署名者の指名

長久手市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により、松原純二委員、水野智文委員を指名。

3 議題

長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

(1) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の改正

事務局説明 資料1及び参考資料により長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（税率の改正）について説明。

質疑応答・意見等

会長 保険税を平成30年度から6年かけて段階的に県が示す標準保険税率に近づけていき、一般会計からの繰入れのうち、いわゆる赤字補填分をなくすという計画は、令和5年度が最終年度となる。令和5年度は県から示された標準保険税率が大幅に増加しているが、提示された税率改正案は、国民健康保険基金の繰入れを行い保険税の大幅な増加を抑えた案になっている。令和6年度以降も事業費納付金の額や標準保険税率が上がっていくことが考えられるが、今後も国民健康保険基金の繰入れ等も視野にいれながら検討していくのか。

事務局 県から示される標準保険税率には市独自の数値、例えば前年度繰越金の額や、その他の交付金の額等が反映されていない。そのため、令和6年度以降も、県から示される標準保険税率を参考に市独自の数値（繰越金や交付金の金額、国民健康保険基金繰入の有無）を見込んだ上で、実際の保険税率を決定する必要がある。国民健康保険基金は今後も、税収や交付金が見込より少ないなどで歳入不足になった場合の補填のために一定程度保有しておく必要があると考えているが、保有額については今後も検討していく必要がある。

委員 国民健康保険基金から3,000万円繰入れるということだが、繰入れた金額はいずれ国民健康保険基金に返す必要があるのか。それとも繰入を行ったら国民健康保険基金の残高は減る一方になるのか。

事務局 国民健康保険基金の繰入は、借金ではなく貯金を使うようなイメージである。国民健康保険基金は決算剰余金などを積み立っているもので、

現在の残高は1億1,000万円程度である。国民健康保険基金から繰入れを行っても返す必要はないが、今後、保険税収が見込みよりも多か  
ったり、交付金の額が見込より多かったなどの理由で、決算で剰余金  
が出た場合には、剰余金を国民健康保険基金に積立てて翌年度以降の  
保険税を下げるために使えることになる。

委員 (その他意見なし)

会長 意見がないようなので、諮問事項の資料1長久手市国民健康保険税  
条例の一部を改正する条例(案)については、「諮問のとおり改正を行  
うことで異議なし」として市長に答申する。

(2) 国民健康保険税課税限度額の変更及び軽減判定所得基準の変更  
事務局説明 資料2により長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
(課税限度額の変更と軽減判定所得基準の変更)について説明。

質疑応答・意見等

会長 限度額超過世帯及び軽減対象世帯は全体の何割ほどになるか。

事務局 令和5年1月の試算時点では全体の世帯数が5,385世帯であった。  
後期高齢者支援金等課税額の限度額超過世帯は153世帯で約2.8%程度  
となる。後期高齢者支援金等課税額が限度額に達しても、基礎課税額が  
限度額に達しない所得の世帯もあるため、保険税の合計が104万円の  
限度額に達する世帯は122世帯で全体の約2.3%となる。

軽減対象世帯は、2割軽減が546世帯で全体の約10.1%、5割軽減が  
572世帯で全体の約10.6%。7割軽減が1,264世帯で全体の約23.5%  
である。

委員 (その他意見なし)

会長 意見がないようなので、諮問事項の資料2長久手市国民健康保険税  
条例の一部を改正する条例については、「諮問のとおり改正することに  
異議なし」として市長に答申する。

長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

(3) 出産育児一時金の額の引き上げについて

事務局説明 資料3により、出産育児一時金の額の引き上げについて説明

質疑応答・意見等

会長 全国統一の改正になるものか。

事務局 そのとおり。

委員 (その他意見なし)

会長 意見がないようなので、諮問事項の資料 3 長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、「諮問のとおり改正することに異議なし」として市長に答申する。

#### 4 報告

国民健康保険保健事業について

事務局説明 資料 4 により、国民健康保険保健事業について説明

質疑応答・意見等

会長 前回の運営協議会で令和 3 年度の健診受診率が県内 1 位であったとの報告を受けた。今年度の受診者数もかなり多いようだが 1 位になれるのか。そうすると交付金が増えるのではないか。

事務局説明 交付金については、健診受診率の順位ごとに金額が決められているわけではないが、受診率が県内の上位であることや受診率が増加すればインセンティブとして一定程度交付される。受診率は各年度の 4 月 1 日から 3 月末の全期間加入していた被保険者のみで算定されるため、資料の令和 3 年度までの受診者数と今年度の受診者数を単純に比べることはできないが、令和 3 年度までの受診者の実数と比較しても受診者数は伸びているため、受診率は昨年度より上がることが見込まれる。今回追加健診の受診者数は受診率 1%程度に相当する。順位は他の市町村の状況によるので、見込が難しい。

会長 今年度の受診者数 3,360 人に追加健診の受診者は含まれているか。

事務局 記載の受診者数には、追加健診の受診者は含まれていないため、最終的な受診者数はもう少し増える。

会長 重症化予防事業は 11 月から始まり残り 1 ヶ月ということは今年度の参加者への指導は年度内に終わるのか。

事務局 そのとおり。

会長 令和 5 年度継続予定となっているがまた別の人に対して行うのか。

事務局 令和 5 年度も同じ事業を実施予定だが、令和 4 年度の健診結果等か

ら再度対象者を抽出し、参加者の募集を行うため、今年度とは別の対象者に対して実施する。1人の参加者に対し複数回事業を実施することはない。

会長 参加者の自己負担はあるか。

事務局 かかりつけ医での治療は引き続き受けていただくため、治療費はこれまでどおり必要となるが、専門医との面談や管理栄養士や薬剤師による保健指導等に本人負担はなく、国保が負担している。この事業にかかる費用は国や県からの交付金でまかなっているため、保険税からの支出はなく、事業実施のために保険税があがることはない。

委員 参加する人は市内のかかりつけ医から紹介されて参加しているのか。

事務局 対象者について、まず市で人工透析や手術等になるリスクが高い人のうち市内医療機関をかかりつけ医としている人を抽出した。対象者に対しかかりつけ医から事業の説明をしていただき、参加希望を募っている。

会長 その他ご質問がなければ、このことは、報告ということなので、委員の皆様にはご承知おきいただくようお願いする。

会長 その他、事務局何かあるか。

事務局 本日、委員のみなさまにご審議いただいた諮問事項のうち、資料1の税率改正及び資料3の出産育児一時金の額の引き上げについては、この3月議会に議案を提出する。

資料2の国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の基準の変更については3月末に専決処分にて対応し、5月臨時議会で承認を受ける予定となっている。

事務局 今年度の国保運営協議会は本日が最後となるが、来年度以降も保険税改正案等を提案していくので委員のみなさまにはご協力いただきたい。

会長 事務局は、来年度以降も事業費納付金や標準保険税率、そして国保加入者の状況をみながら、税率改正案を国保運営協議会で提案していただきたい。

会長 以上をもって、令和4年度第3回長久手市国民健康保険運営協議会

を終了とする。

午後 2 時 45 分終了